総 発 1104 第 1 号
令 和 8 年 11 月 4 日

内部部局の長
大臣官房各課長 } 殿

大臣官房総務課長
（ 公 印 省 略 ）

「厚生労働省における行政手続法に基づく行政指導の中止等の求め及び処分等の求めに対する事務手続に関する訓令」の一部改正について

「厚生労働省における行政手続法に基づく行政指導の中止等の求め及び処分等の求めに対する事務手続に関する訓令」（平成２７年厚生労働省訓第３号）の一部を別添のとおり改正し、令和８年11月４日から施行することとしたので通知する。

ついては、貴部局における周知徹底を図られたい。